

平成18年2月公布 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」に伴う  
建築基準法令におけるシックハウス対策関連規定の条文の改正について

平成18年2月に公布された建築基準法による石綿規制が整備されたことに伴い、テキスト（平成15年発行）に掲載されているシックハウス対策関連規定の条文が下表のとおり改正されております。

注) 下表において、建築基準法：法、建築基準法施行令：令、と略す。  
テキスト：「建築物のシックハウス対策マニュアル」（平成15年11月発行）

テキストに掲載されている条文	平成18年法改正による内容	詳細
法第28条の2	第一号～第二号が新設されたため、従前の規定は第三号に規定された	別添参照
令第20条の4	令第20条の5に規定	
令第20条の5	令第20条の6及び令第20条の7に規定	
令第20条の6	令第20条の8に規定	
令第20条の7	令第20条の9に規定	
上記に伴い、関連告示において引用されている法令条文も改正されている。 平成14年国土交通省告示第1112号 平成14年国土交通省告示第1113号 平成14年国土交通省告示第1114号 平成14年国土交通省告示第1115号 平成15年国土交通省告示第273号 平成15年国土交通省告示第274号		

(別添：ビルディングレター2006年3月、10月号 掲載新旧対照条文)